# プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令 （平成二十二年農林水産省令第四号）

#### 第一条（目的）

この省令は、プラムポックスウイルスの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

#### 第二条（防除区域）

プラムポックスウイルスの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

#### 第三条（移動の制限）

防除区域内に存在するセイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属（サクラ節を除く。）（以下「セイヨウマユミ等」と総称する。）の生植物（種子及び果実を除く。以下同じ。）は、植物防疫官がその行う検査の結果プラムポックスウイルスに感染していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならない。  
ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事又は兵庫県知事に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事若しくは兵庫県知事の指定する職員）がセイヨウマユミ等の生植物を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

##### ２

前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の五日前までに植物防疫官に別記様式第一号による検査申請書を提出しなければならない。

##### ３

植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

##### ４

第一項の検査の結果、当該生植物がプラムポックスウイルスに感染していないと認めたときは、植物防疫官は、当該申請者に対し、別記様式第二号による検査合格証明書を交付するものとする。

#### 第四条（移動の許可）

前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第三号による申請書を提出しなければならない。

##### ２

農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、プラムポックスウイルスの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該生植物の移動の方法、移動後の管理方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、当該申請者に対し、別記様式第四号による許可証明書を交付するものとする。

##### ３

前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る生植物又は容器包装に添付して移動させなければならない。

#### 第五条（廃棄の措置）

プラムポックスウイルスに感染し、又は感染しているおそれがあり、かつ、防除区域内に存在するセイヨウマユミ等の生植物であって、プラムポックスウイルスのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、当該植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事又は兵庫県知事に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事若しくは兵庫県知事の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年二月二十日から施行する。

#### 第二条（この省令の失効）

この省令は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。  
ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

# 附則（平成二三年一月一一日農林水産省令第一号）

この省令は、平成二十三年二月十日から施行する。

# 附則（平成二四年二月二日農林水産省令第六号）

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

# 附則（平成二五年一月一一日農林水産省令第一号）

この省令は、平成二十五年二月十日から施行する。

# 附則（平成二五年一一月二九日農林水産省令第七〇号）

この省令は、平成二十五年十二月二十九日から施行する。

# 附則（平成二六年一一月二八日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成二十六年十二月二十八日から施行する。

# 附則（平成二八年二月五日農林水産省令第八号）

この省令は、平成二十八年三月六日から施行する。

# 附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第四号）

この省令は、平成二十九年二月二十四日から施行する。

# 附則（平成三〇年二月七日農林水産省令第六号）

この省令は、平成三十年三月九日から施行する。

# 附則（令和元年一一月二六日農林水産省令第四二号）

この省令は、令和元年十二月二十六日から施行する。

# 附則（令和二年六月一一日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。